

独立行政法人自動車事故対策機構に係る令和3年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の第四期中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、機構に係る令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間）の年度計画を以下のとおり定めます。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 安全指導業務等

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します（ユニバーサルサービスの確保）。また、これまで蓄積した知見等を活用し、国が行う高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への貢献として、令和2年度から開始した加齢変化に関する機能を測定する新たな適性診断テストの研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究に着手します。さらに、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。

あわせて、安全指導業務の実施にあたっては、デジタル技術の活用を推進するとともに、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者等（注1）による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

- ② 引き続き、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、参入事業者に対して指導講習教材頒布数27,000冊以上、ナスバネット提供数32,000件以上とします。

- ③ 安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸

安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等において、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用するとともに、関係法令の改正等に応じて、テキストに反映させるなど、適切に情報の提供を行うことにより、自動車運送事業者における安全マネジメントの浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援を実施します。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

- ④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度（令和3年度）について、4.0以上とします。
- ⑤ 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定）に基づいた道路運送法の改正等により、国が行うこととしている自動車事故の発生の防止のための対策について、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。

（2）療護施設の設置・運営

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。

（注2）「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注3）「プライマリーナーシング」とは、同じ看護師が1人の患者を主担当として継続して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学等の研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害（注4）度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注4）「遷延性意識障害」とは、脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。

- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ治療技術等の各種情報

を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ④ 令和2年度に拡充した「一貫症例研究型委託病床」（注5）について、急性期から慢性期までの連続した治療と看護、リハビリ等の臨床経過の観察、症例研究を行い、遷延性意識障害者の早期の改善を図るとともに、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図ります。

（注5）「一貫症例研究型委託病床」とは、急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療と看護、リハビリ等の臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな委託病床のことをいう。

- ⑤ 療護センター長等会議等において病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮を図ります。あわせて、待機患者数が多い関東地区に療護施設を設置します。

また、療護センターの老朽化について、質の高い治療・看護を提供し、被害者団体等からのリハビリの充実等のニーズを踏まえた機能強化の実現に向けた検討を行うとともに、引き続き、国と連携して、療護施設全体の今後のあり方を検討します。

- ⑥ 以上の取組により治療効果を高め、令和3年度中の遷延性意識障害からの脱却（注6）者数について、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含め24人以上とすることを目指すとともに、ナスバスコアの改善を図ります。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。さらに、療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（注7）を実施して、技術向上を図ります。

（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

（注7）「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

- ⑦ 療護施設で得られた知見・成果について、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間33件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院（注8）において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

(注8) 「連携大学院」とは、大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つをいう。

- ⑧ 療護施設において、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助やメディカルソーシャルワーカー(注9)による転院先情報の提供を図り、主管支所及び支所と連携し、在宅介護に向けた支援等を行うほか、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

(注9) 「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

- ⑨ 療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図ります。
また、一部の療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリの実施に向けた検討を進めます。

(3) 介護料の支給等

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。
また、介護料受給者及びその家族(以下「受給者等」という。)への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合を65%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施します。
あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向けた課題の洗い出しのため、訪問支援のリモート化を試行しながら、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援を効果的に実施するとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。
さらに、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、コーディネーター養成研修の修了者(令和3年度)を平成28年度末全職員数の20%以上とします。

- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設(以下「協力病院等」という。)等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図ります。
さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者

等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施します。

加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への参画等の協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

なお、受給者等との交流会を全支所年1回以上開催します。

加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 主管支所の在宅介護相談窓口によって、受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に受給者等に連絡し安否の確認を行います。

また、介護者なき後を見すえた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページ等を活用し効果的に提供します。

さらに、受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和3年度）について、4.39以上とします。

（4）交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。

また、子供を主体とした友の会の集い及び家族同士や保護者のための交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。

なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、全支所年2回以上とします。

- ② 市区町村等へ貸付制度の周知を徹底します。

また、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直します。

- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和3年度）について、4.61以上とします。

- ④ 令和2年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標（債務者折衝率）を設定し、早期

の折衝や返還義務の周知徹底を実施し、債権管理・回収の一層の強化を行います。
また、適時適切な債権管理を行うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。

- ⑤ 債権管理規程等に基づき、法的措置を含め適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

(5) 自動車事故被害者等への相談対応・広報活動

- ① 被害者団体と連携強化を更に進め、ニーズに応じた様々な企画の開催など、きめ細やかな被害者支援のあり方等について、国と連携しながら検討を進めます。
また、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。
- ② 療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう情報案内サービスを含めた被害者援護制度の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、地方公共団体、病院等を訪問又は当該機関が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関と連携した周知活動を行います。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。
- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。

ア 令和4年度以降の導入が見込まれる自転車対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価のための検討を行います。

イ 令和6年度以降の導入が見込まれる交差点対応の「被害軽減ブレーキ」について、評価のための検討を行います。

ウ 令和6年度以降の導入が見込まれるムービングバリアを用いる前面衝突試験方法について、評価のための検討を行います。

エ 令和6年度以降の導入が見込まれる先進歩行者脚部インパクト(aPLI: advanced Pedestrian Legform Impactor)を用いる歩行者脚部保護試験方法について、評価のための検討を行います。

- ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とする

などにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（令和3年度）を80%以上となるようにします。

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。

ア より安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。

イ ホームページにおいて情報提供を行います。

ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に50件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改善の取組

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。
- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和3年度末までに、平成28年度比で15%以上削減するため、令和3年度において、令和2年度予算の2.09%に相当する額を削減します。
- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和3年度末までに、平成28年度比で10%以上削減するため、令和3年度において、令和2年度予算の1.60%に相当する額を削減します。
- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施

するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注10）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注10）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

（2）業務の電子化及びシステムの最適化

業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙1のとおり

（2）財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行います。

また、年度末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

（3）自己収入等の拡大

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなどの協力を図りながら、前中期目標期間実績と同水準である年間11,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

（4）保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を1,

200百万円とします。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

7. 剰余金の使途

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めます。特に、令和元年度に発覚した不適正な業務事案を踏まえ、機構の信用及び信頼の維持・向上のため、全役職員のコンプライアンスの徹底を図ります。

さらに、見直しを行った機構のあり方、方向性を明確化したNASVAWAY2017(業務運営方針等)や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底するとともに、更なる浸透定着を図ります。

(2) 情報セキュリティ対策

見直しした情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じるとともに、状況に応じた情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

(3) 施設及び設備に関する計画

別紙2のとおり

(4) 人事に関する計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

(5) 人材の活用

時代の変化に対応した強靱な組織をつくるため、令和3年度より、組織全体のコンプライアンスの徹底・遵守と人材育成を担う専門グループを、その重要性に鑑み、人員配置の見直しにより、企画部を新たに設置し、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて取り組んでいくとともに、職員研修の一層の体系化と計画的な実施による職員の能力開発、職員の意欲・能力を活かす人事管理を進めます。

具体的には、引き続き「NASVA人材育成方針」に基づき、次世代の機構を担う人材育成の取組の方向性を定め、キャリアパスを明確化するとともに、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための研修の実施及び専門的資格習得の支援を実施します。また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。

さらに、新たに設置する専門グループと総務部ほか各部が連携し、職員自らが自発的に考え、コンプライアンスの重要性や階層別の責任、ひいては機構職員としての責任を強く自覚する職員となることによるコンプライアンス遵守の強化に資する研修を実施します。また、現下の社会情勢や当機構を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、これらに迅速かつ的確に対応できる能力を持ち合わせることが今後益々重要となるところ、そのような次世代を担う管理者教育及び若手人材育成に必要な研修を実施します。

(6) 自動車事故対策に関する広報活動

自動車損害賠償保障制度及び機構業務の認知度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント・被害者団体との連携等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関との連携やマスメディアの活用、ソーシャル・ネットワーキング・サービスに動画を掲載等の発信力の強化により、一層効果的かつ効率的に実施します。

また、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務や交通刑務所における更生プログラムの場で、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

あわせて、自動車事故被害者の創作作品を展示するナスバギャラリーを設置して事故防止及び被害者援護に関する広報活動を実施します。

支所における広報活動の取組については、法人内電子掲示板システムでの共有など他の主管支所等への横展開を行い、広報活動の強化を実施します。

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。